

令和 年 月 日

宇都宮大学長 殿

寄附申込者

住 所

氏 名

寄 附 金 申 込 書

国立大学法人宇都宮大学寄附金受入規程の定めにより、下記のとおり寄附します。

記

1 寄附金の名称

2 寄附金額 金 円

3 寄附の目的 学術研究に要する経費

4 寄附の条件 無条件

5 寄附予定年月日 令和 年 月 日

6 寄附金の種類 現金

7 その他 (1) 担当教員所属等

(2) 担当教員職・氏名

〔事務担当者連絡先〕

住 所 〒

部署名

担当者名

電話番号

E-mail

国立大学法人宇都宮大学寄附金受入規程＜抜粋＞

(定義)

第2条 この規程において寄附金とは、寄附者が国立大学法人法第22条第1項に規定する業務に資する目的で寄附する現金又は有価証券をいう。

2 この規程において「部局」とは、監査室、企画総務部、財務部、学務部、社会共創・情報部、各キャンパス事務部、各学部、各研究科、各学内共同施設、各機構及び附属図書館をいい、「部局長」とは、それぞれの長をいう。

(受入基準)

第3条 前条第1項に該当する寄附金であっても、次の各号に掲げる条件が付されているものは、これを受入れることができないものとする。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権並びにこれらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附申込み後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取消することができること。

(5) その他、学長が本学における教育研究上支障があると認める条件

2 前条第1項に該当する寄附金で、次の条件が付されているものであっても、これを受入れることができる。

- (1) 貸与又は給与する幼児、児童、生徒又は学生の範囲を定めること。
- (2) 学術研究を指定すること。
- (3) 寄附金によって研究した結果の簡単な報告を行うこと。
- (4) その他、学長が認めた条件

(寄附金の使途変更等)

第8条 部局長は、寄附金の使途を変更し、又は当該部局の職員の異動に伴い寄附金を他機関に移し替えようとするときは、寄附金使途変更・移替承認申請書（別紙様式4）により学長の承認を得なければならない。ただし、寄附目的が達せられ、寄附金の残額が1,000円以下少額となった場合はこの限りでない。

2 学長は、前項により申請を承認した場合は、使途変更又は移し替えを行い、当該部局長にその旨を通知するものとする。

3 学長は、他機関から本学へ異動した職員に係る寄附金について、当該機関と協議の上、移し替えを受けることができるものとする。

(職員が寄附金を受入れたときの取扱い)

第9条 職員が、第2条第1項に規定する寄附金を受け入れたときは、当該寄附金を本学に寄附するものとする。